
第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

VIII 年金保障

(1) 概要

1) 公的年金制度の仕組み

昭和60年の制度改正により,国民年金は全国民共通の基礎年金を支給する制度に発展し,厚生年金及び各共済年金は,報酬比例の年金を支給する「基礎年金の上乗せ」の制度として位置づけられ,全体として二階建ての年金制度となっている。

第2編

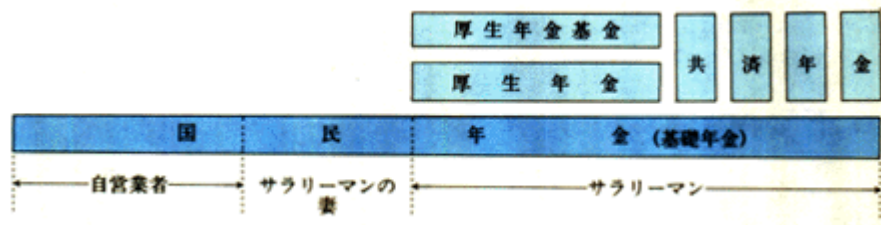
第1部 制度の概要及び基礎統計

VIII 年金保障

(1) 概要

2) 年金の給付構造

年金の給付構造



年金の給付構造（夫婦）

② 年金の給付構造（夫婦）

(平成元年度価格)

国民年金		厚生年金		共済年金	
				$(\text{平均標準報酬月額}) \times \frac{1.5}{1000} \times (\text{加入年数})$	
		$(\text{平均標準報酬月額}) \times \frac{7.5}{1000} \times (\text{加入年数})$		職域相当部分 $(\text{平均標準報酬月額}) \times \frac{7.5}{1000} \times (\text{加入年数})$	
基礎年金(夫) 55,500円	基礎年金(妻) 55,500円	基礎年金(夫) 55,500円	基礎年金(妻) 55,500円	基礎年金(夫) 55,500円	基礎年金(妻) 55,500円
		(注)1.基礎年金が支給されるのは65歳からであり、60歳から64歳までは特別支給の厚生年金が支給される。 2.乗率は生年月日により異なる。(10/1000~7.5/1000)		(注)1.基礎年金が支給されるのは65歳からであり、57歳から64歳までは特別支給の共済年金が支給される。 2.乗率は生年月日により異なる。(10/1000~7.5/1000)	
(加給年金)		配偶者	月額 16,000円		
		子(2人目まで)	月額 16,000円		
		子(3人目から)	月額 5,333円		
制度発足時に50歳を超えていた者については、70歳から老齢福祉年金(月額28,400円)が支給される。					

第2編
第1部 制度の概要及び基礎統計
Ⅷ 年金保障
(1) 概要
3) 公的年金制度一覧

国民年金制度

○国民年金制度

(平成元年3月末現在)

区 分	被 保 険 者	保 険 者	被保険者数 ①	老齢(退職)年金 受 給 権 者 数 ②	成 熟 度 ② ①	老齢(退職)年金 平 均 年 金 月 額	保 険 料 (平成2年4月から) 本人 8,400円	支給開始 年 齢
第 1 号 被 保 険 者	自 営 業 者	国	万人 1,873	万人	—	万円 3.0		65歳
第 3 号 被 保 険 者	サラリーマンの妻		1,162	741				
第 2 号 被 保 険 者	サラリーマン		3,459	363		—		
合 計	—	—	6,493	1,104	17.0	—	—	—

(注) 上記のほか、老齢福祉年金受給者数が、130万人である。

被用者年金制度

○被用者年金制度

(平成元年3月末現在)

区 分		被 保 険 者	保 険 者 者	適用者数 ①	老齢(退職)年金 受 給 権 者 数 ②	成 熟 度 ② ①	老齢(退職)年金 平 均 年 金 月 額	保険料率 (標準報酬ベース) (平成2年3月現在)	支給開始 年 齢
厚 生 年 金 保 険		民間サラリーマン	国	万人 2,877	万人 422	% 14.7	万円 13.2	男子14.3 % 女子13.8 坑内員 16.1 船員	男子60歳 女子56歳 (12年迄) (に60歳) 坑内員 55歳 船員
国家公務員等共済組合	連 合 会	国 家 公 務 員	国家公務員等共済組合連合会	115	46	40.0	17.9	15.2	58歳 (7年迄) (に60歳) 自衛官 55歳 警察官等 56歳 (13年迄) (に60歳)
	日 本 鉄 道	旅客鉄道会社等の社員	日本鉄道共済組合	21	35	166.1	17.4	16.99	
	日 本 電 信 電 話	日本電信電話株式会社の社員	日本電信電話共済組合	29	10	33.7	18.6	14.02	
	日 本 た ば こ 産 業	日本たばこ産業株式会社の社員	日本たばこ共済組合	3	2	87.3	17.1	17.07	
地方公務員等共済組合		地 方 公 務 員	地方公務員共済組合	327	96	29.3	19.5	14.16	警察官等 56歳 (13年迄) (に60歳)
私立学校教職員共済組合		私立学校の教職員	私立学校教職員共済組合	37	2	5.8	15.9	10.2	
農林漁業団体職員共済組合		農 協 等 の 職 員	農林漁業団体職員共済組合	50	10	21.2	13.5	13.4	
合 計		—	—	3,459	624	18.0	—	—	—

第2編
第1部 制度の概要及び基礎統計
Ⅷ 年金保障
(1) 概要
4) 年金額等の国際比較

年金額等の国際比較

④ 年金額等の国際比較

国名	西ドイツ	スウェーデン	イギリス	アメリカ	日本
制度名	労働者年金・職員年金	国民年金	国民保険	老齢遺族障害保険	厚生年金保険
対象者	労働者(ブルーカラー) 職員(ホワイトカラー)	一般国民	一般国民	一般被用者 自営業者等	一般被用者
支給開始年齢	65歳	65歳	男子65歳 女子60歳	65歳	男子60歳 女子56歳 (平成12年までに60歳へ引上げ)
老齢(退職)年金額 (月額)	<1987年7月> 労働者年金・職員年金の平均 88,058円(1,094.3マルク)	<1987年1月> 基礎年金 単身 43,978円(1,928.0クローネ) 夫婦 71,922円(3,153.1クローネ) <1986年12月> 付加年金(全受給者平均) 64,233円(2,816.0クローネ)	<1986年9月> 全受給者平均 単身 40,180円(169.5ポンド) 夫婦 67,061円(282.9ポンド)	<1987年3月> 全受給者平均 単身 70,787円(489.4ドル) 夫婦 107,265円(741.6ドル)	<1988年3月> 全受給権者平均 132,000円
平均賃金月額 (製造業1986年)	237,322円 (2,949.2マルク)	237,826円 (10,426.4クローネ)	169,728円 (716.0ポンド)	248,897円 (1,720.8ドル)	313,170円 (1987年)
保険料率 (1988年度)	187.0/1,000 (労使折半)	基礎年金 94.5/1,000 付加年金 106.0/1,000 (全額事業主負担)	50/1,000~90/1,000 (本人) 50/1,000~104.5/1,000(事業主) (累進保険料)	121.2/1,000 (労使折半)	男子124.0/1,000(標準報酬ベース) (労使折半) (総報酬換算 95.4/1,000)
老齢年金/平均賃金	37.1%	57.2%(基礎年金+付加年金)	39.5%	43.1%	42.1%
国庫負担	拠出金で不足する費用を負担 (1987年給付費の約18%)	拠出金で不足する費用を負担 (1986年給付費の約19%)	保険料収入の7% (1987年)	なし	基礎年金給付費の1/3

注) 1. 各国の賃金はILO“Yearbook Of Labour Statistics”による推計。
日本は労働省「毎月勤労統計調査」の製造業(30人以上)現金給与総額(ボーナスを含む)の年平均値。
2. 換算レートはIMF“International Financial Statistics”(1987年平均)による。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

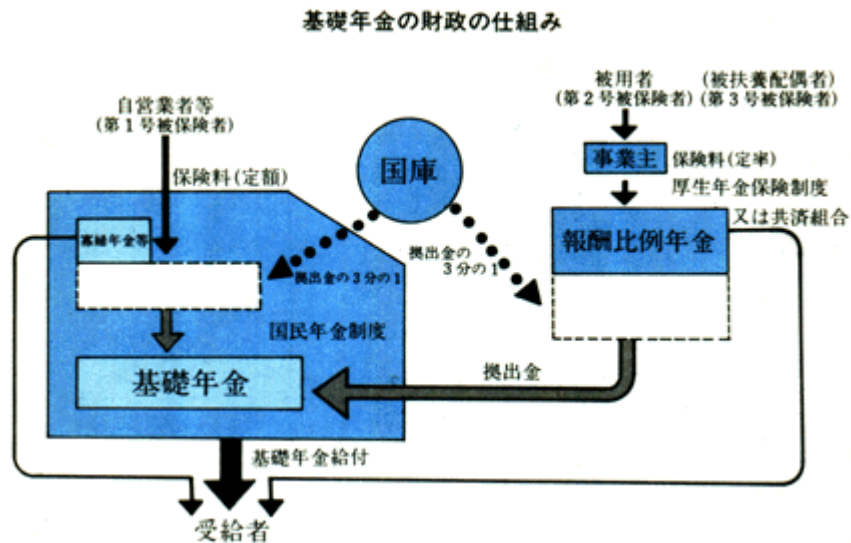
VIII 年金保障

(1) 概要

5) 基礎年金財政の仕組み

基礎年金に要する費用は、1)国民年金の保険料(自営業者等国民年金の第1号被保険者が個別に負担する)、2)厚生年金保険および共済組合からの拠出金(厚生年金保険および共済組合が、その加入者である国民年金の第2号被保険者とその被扶養配偶者である国民年金の第3号被保険者の数に応じて拠出する)および3)国庫負担(原則として基礎年金に要する費用の3分の1相当)によりまかなわれている。

基礎年金の財政の仕組み



第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

VIII 年金保障

(1) 概要

6) 年金額一覧

年金額一覧

⑥ 年金額一覧	
(平成元年度価格：月額)	
種 別	年 金 額
厚生年金(モデル)	195,492円 (35年加入, 夫婦)
国民年金	
老齢基礎年金	55,500円
23年年金	50,708円
10年年金	33,717円
5 年年金	28,700円
老齢福祉年金	28,400円
障害基礎年金(1 級)	69,375円
〃 (2 級)	55,500円
遺族基礎年金(子1人)	71,500円

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

VIII 年金保障

(2) 公的年金の現況

1) 被保険者数

第VIII-1表 公的年金加入者数の推移

第VIII-1表 公的年金加入者数の推移						
(単位：千人)						
年度末 現在	総数	国民年金（旧法提出制）			厚生年金	共済組合
		計	強制適用	任意適用		
昭和50	55,456	25,884	20,038	5,845	23,893	5,678
55	59,045	27,596	19,733	7,863	25,445	6,006
56	59,044	27,111	19,356	7,755	25,896	6,037
57	58,706	26,461	18,937	7,525	26,223	6,022
58	58,288	25,727	18,515	7,212	26,549	6,012
59	58,249	25,339	18,301	7,038	26,932	5,978
60	58,239	25,091	17,639	7,452	27,234	5,914

年度末 現在	国 民 年 金							
	総数	小計	第1号 被保険者	任意加入 被保険者	第2号 被保険者	厚生年金	共済組合	第3号 被保険者
昭和61	63,317	19,514	18,955	559	32,875	26,994	5,880	10,929
62	64,107	19,292	18,955	337	33,515	27,676	5,840	11,299
63	64,929	18,727	18,397	330	34,586	28,769	5,817	11,615

資料：社会保険庁「事業年報」

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

VIII 年金保障

(2) 公的年金の現況

2) 受給権者数

第Ⅷ-2表 国民年金(拠出制)受給権者数の推移

② 受給権者数

第Ⅷ-2表 国民年金(拠出制)受給権者数の推移 (単位:千人)

年度末 現在	旧 法 国 民 年 金					基 礎 年 金			
	合 計	老 齢	通算老齢	障 害	遺族・障害者 遺族・障害者	合 計	老齢基礎	障害基礎	遺族基礎
昭和50	3,119	2,731	88	134	167	—	—	—	—
55	6,256	5,324	515	237	180	—	—	—	—
56	6,778	5,671	673	255	180	—	—	—	—
57	7,304	5,994	859	273	178	—	—	—	—
58	7,831	6,305	1,061	289	176	—	—	—	—
59	8,316	6,570	1,265	305	176	—	—	—	—
60	8,837	6,846	1,500	321	170	—	—	—	—
61	9,064	6,929	1,665	317	153	891	123	727	41
62	9,148	6,916	1,788	306	138	1,210	330	779	101
63	9,196	6,876	1,905	294	121	1,497	534	819	144

資料：社会保険庁「事業年報」

第Ⅷ-3表 厚生年金保険受給権者数の推移

第Ⅷ-3表 厚生年金保険受給権者数の推移 (単位:千人)

年度末現在	合 計	老 齢	通算老齢	障 害	遺 族
昭和50	2,449	1,056	479	139	775
55	4,773	2,063	1,359	206	1,145
56	5,255	2,279	1,503	219	1,253
57	5,745	2,508	1,645	234	1,359
58	6,256	2,787	1,755	246	1,468
59	6,797	3,047	1,910	258	1,582
60	7,384	3,342	2,082	272	1,689
61	8,003	3,651	2,282	287	1,783
62	8,642	3,938	2,500	299	1,904
63	9,279	4,222	2,724	307	2,026

(注)1.船員保険を含む。
2.昭和61年度以降、老齢厚生年金の受給権者数は、旧法の老齢年金に相当する者を老齢、その他を通算老齢に区分している。
3.遺族には通算遺族を含む。
資料：社会保険庁「事業年報」

第Ⅷ-4表 共済和合の退職年金受給権者数の推移

第Ⅷ-4表 共済組合の退職年金受給権者数の推移 (単位：千人)

年度末 現在	国家公務員等 共 済 組 合	地 方 公 務 員 共 済 組 合	私立学校教職員 共 済 組 合	農林漁業団体 職員共済組合
昭和50	412	373	6	38
55	568	568	10	60
56	619	616	11	66
57	654	671	13	72
58	704	722	14	79
59	748	776	15	85
60	828	830	17	92
61	863	872	19	97
62	909	916	20	100

資料：総理府「社会保障統計年報」

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

VIII 年金保障

(2) 公的年金の現況

3) 年金総額

第VIII-5表 国民年金の年金総額の推移

③ 年金総額

第VIII-5表 国民年金の年金総額の推移 (単位：10億円)

年度末現在	合 計	老 齢	障 害	遺 族
昭和50	566	467	52	47
55	1,678	1,458	135	85
56	1,948	1,703	156	89
57	2,172	1,910	173	89
58	2,319	2,049	183	87
59	2,505	2,220	197	89
60	2,748	2,447	213	87
61	3,487	2,629	757	101
62	3,653	2,758	786	109
63	3,783	2,869	802	111

資料：社会保険庁「事業年報」

第VIII-6表 厚生年金保険の年金総額の推移

第VIII-6表 厚生年金保険の年金総額の推移 (単位：10億円)

年度末現在	合 計	老 齢	障 害	遺 族
昭和50	1,149	813	65	271
55	3,758	2,914	157	687
56	4,403	3,444	175	784
57	4,995	3,939	192	864
58	5,467	4,346	200	921
59	6,075	4,866	211	998
60	6,858	5,540	227	1,092
61	7,906	6,435	247	1,224
62	8,583	7,028	249	1,306
63	9,205	7,568	248	1,390

資料：社会保険庁「事業年報」

第VIII-7表 共済和合の年金総額の推移

第Ⅶ-7表 共済組合の年金総額の推移				
(単位：10億円)				
年度末現在	合 計	老 齢	障 害	遺 族
昭和50	997	879	13	105
55	2,313	2,022	33	259
56	2,696	2,350	39	307
57	3,101	2,711	44	346
58	3,403	2,983	48	372
59	3,760	3,299	54	407
60	4,251	3,743	60	448
61	4,645	4,076	72	497
62	4,929	4,320	74	536

資料：総理府「社会保障統計年報」

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

VIII 年金保障

(2) 公的年金の現況

4) 老齢年金の平均年金月額

第VIII-8表 老齢年金の平均年金額の推移

④ 老齢年金の平均年金月額

第VIII-8表 老齢年金の平均年金月額の推移

年度末現在	厚生年金	国家公務員等共済組合連合会
昭和50	5.6万円	8.4万円
55	10.1	13.1
56	10.9	14.0
57	11.4	14.8
58	11.4	15.1
59	11.7	15.7
60	12.2	16.4
61	13.0	17.4
62	13.2	17.7
63	13.2	17.9

資料：社会保険庁「事業年報」、総理府「社会保障統計年報」
(注)厚生年金は、旧法老齢年金、旧法船員保険老齢年金、新法老齢厚生年金（老齢相当）の平均である。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

VIII 年金保障

(2) 公的年金の現況

5) 老齢年金受給権者一人当たり被保険者数

第VIII-9表 老齢年金受給権者一人当たり被保険者数の推移

⑤ 老齢年金受給権者一人当たり被保険者数

第VIII-9表 老齢年金受給権者一人当たり被保険者数の推移

年度末現在	厚生年金	国家公務員等共済組合連合会
昭和50	22.7人	5.8人
55	12.3	4.1
56	11.4	3.8
57	10.5	3.6
58	9.5	3.4
59	8.8	3.2
60	8.1	2.0
61	7.4	2.8
62	7.0	2.6
63	6.8	2.5

資料：社会保険庁「事業年報」
総理府「社会保障統計年報」

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

VIII 年金保障

(2) 公的年金の現況

6) 保険料率

第VIII-10表 保険料率の推移

⑥ 保険料率

第VIII-10表 保険料率の推移		
	厚生年金	国家公務員等共済組合連合会
昭和50	7.6 %	7.44 %
51	9.1	↓
52	↓	8.24
53	↓	↓
54	↓	↓
55	10.6	↓
56	↓	11.392
57	↓	↓
58	↓	12.24
59	↓	12.226
60	12.4	↓
61	↓	15.2
62	↓	↓
63	↓	↓
平成元	↓	↓
2	14.3	↓

(注)昭和60年以前の国家公務員等共済組合の保険料率は、標準報酬
に対する保険料率に換算してある。(換算率は1/1.25)

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

VIII 年金保障

(3) 企業年金

企業年金は,公的年金を補完し,老後生活の多様なニーズに応えるものとして,その役割が高まってきている。わが国の企業年金には,厚生年金基金,適格退職年金,石炭鉱業年金基金,企業が給付原資を社内に留保して行う自社年金がある。このうち,厚生省が所管している制度は,厚生年金基金及び石炭鉱業年金基金である。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

VIII 年金保障

(3) 企業年金

1) 各企業年金の概要(加入者数は昭和63年度末現在)

厚生年金基金

厚生大臣の認可を受けて設立される特別の法人で,老齢厚生年金の給付の一部を代行するとともに,これに基金独自の終身にわたる上乗せ給付が義務づけられているなどその給付は公的年金としての性格をもっており,老後の所得保障機能が強く企業年金の中心をなす制度となっている。(加入者数827万人)適格退職年金

税法上の一定要件に該当するものとして国税庁長官の承認を得た企業年金について,年金の掛金や積立金に税制上の措置を講じる制度で実施主体は企業である。(加入者数845万人)

石炭鉱業年金

石炭鉱業を行う厚生年金保険の適用事業所の事業主の拠出に基金より老齢厚生年金の上乗せ給付等を行っている。(加入者数1万人)

第2編

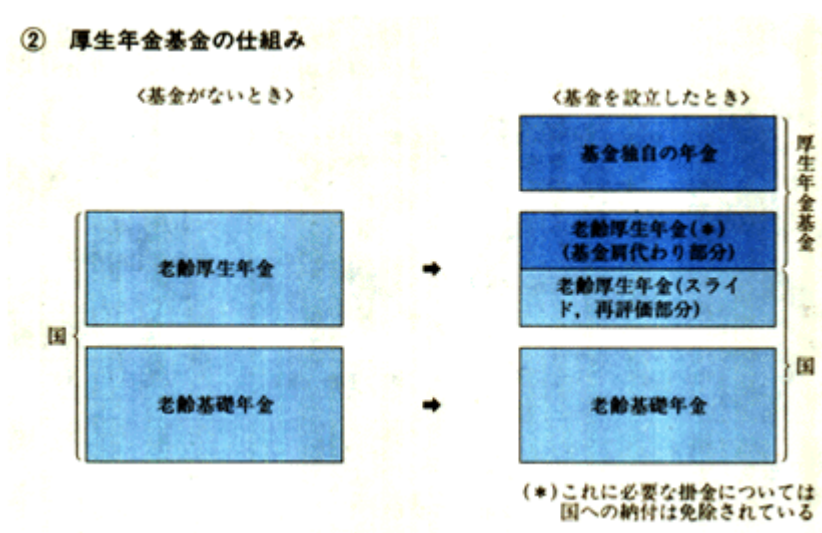
第1部 制度の概要及び基礎統計

VIII 年金保障

(3) 企業年金

2) 厚生年金基金の仕組み

厚生年金基金の仕組み



第VIII-11表 厚生年金基金の基金数,加入員数,積立金の推移

第VIII-11表 厚生年金基金の基金数,加入員数,積立金の推移
(年度末現在)

年度	基金数	加入員数(千人)	積立金(億円)
昭和41	142	500	17
50	929	5,340	14,378
55	991	5,964	49,227
60	1,091	7,058	123,481
63	1,258	8,268	196,494

(参考) 適格退職年金 <昭和63年度末>

契約件数	 78,555 (件)
加入者数	 8,451 (千人)
積立金	104,606 (億円)

厚生白書(平成元年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

VIII 年金保障

(4) 農業者年金基金

農業者年金基金

(4) 農業者年金基金

事項	摘 要	
目 的	○国民年金の給付とあいまって農業経営者の老後を保障する。 ○農業経営の近代化及び農地保有の合理化に資する。	
事 業	○農業者年金給付事業 ○離農給付金事業 ○農地売買事業 ○農地取得のための融資事業	
対 象 者	国民年金の加入者（第1号被保険者）で、一定の規模以上の農地等につき耕作又は養畜の事業を行う者（昭和63年度末被保険者数676,791人）	
給 付	○経営移譲年金 経営移譲及び加入期間20年を要件として60歳から支給 65歳以降は、農業者老齢年金のほか、国民年金から老齢基礎年金及び付加年金が支給されるので、（年金給付の型） 1/10に改定される。 （昭和63年度末受給権者数 559,550人） ○農業者老齢年金 20年加入を要件として経営移譲の有無にかかわらず、65歳から支給（昭和63年度末受給権者数 352,064人） 他に脱退一時金、死亡一時金がある。	経営移譲年金
		農業者老齢年金
		国民年金(付加年金)
		国民年金(老齢基礎年金)
財 源	○保険料 平成元年1月から月額10,030円 ○国庫負担 経営移譲年金の給付に要する要用の1/2	経営移譲年金
		60～64歳 65歳以上

第2編

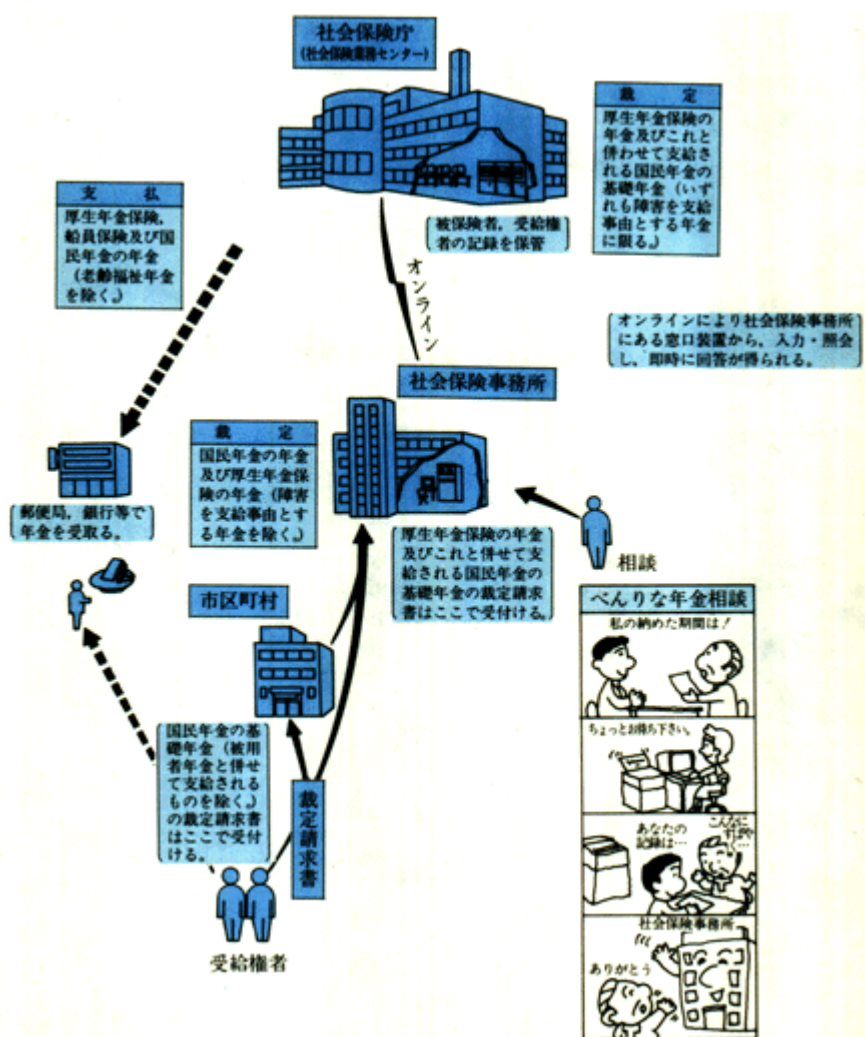
第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅷ 年金保障

(5) 社会保険の事務処理システムの概要

社会保険業務センターのコンピュータと全国292か所の社会保険事務所に設置した事務処理機器を専用のデータ通信回線で接続し、社会保険の事務処理を迅速かつ適確に行う社会保険オンラインシステムを昭和54年度から段階的に稼働させてきたが、平成元年2月をもって完成した。この結果、社会保険事務所で受け付けた各種届け出の即時処理、被保険者等からの照会に対する即時対応、年金裁定期間の大幅短縮化等が可能となった。

社会保険の事務処理システムの概要



厚生白書(平成元年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

VIII 年金保障

(6) 年金積立金の運用

厚生年金保険及び国民年金の積立金は平成元年度で約73兆に達するものと見込まれている。その運用については、大蔵省の資金運用部に預託され、財政投融资の原資となっているが、新規運用対象額のうち一定割合は、還元融資として住宅資金貸付等の年金被保険者等の福祉向上に直接役立つ事業に充てられている。

また、年金福祉事業団において昭和61年度から、この還元融資事業の将来にわたっての安定した資金の確保を図るため、還元融資資金の一部を運用し、これにより積み立てられた積立金の管理を行う資金確保事業が始まり、さらに、昭和62年度からは、政府から調達した資金を運用し、これにより生じた収益を国庫に納付することにより将来の保険料負担の上昇を緩和し、年金財政基盤の強化を図る年金財源強化事業が開始された。両事業ともその運用資金量は着実に増大している。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅷ 年金保障

(6) 年金積立金の運用

1) 積立金の累積状況

第Ⅷ-12表 厚生年金保険,国民年金の積立金の累積状況の推移

① 積立金の累積状況

第Ⅷ-12表 厚生年金保険, 国民年金の積立金の累積状況の推移

(単位: 億円)

	厚生年金保険	国 民 年 金	合 計
昭和59年度	454,843	27,633	482,476
60	507,828	25,939	533,767
61	552,813	21,912	574,726
62	599,638	26,197	625,835
63	656,126	29,409	685,535

資料: 厚生省年金局調べ

第2編

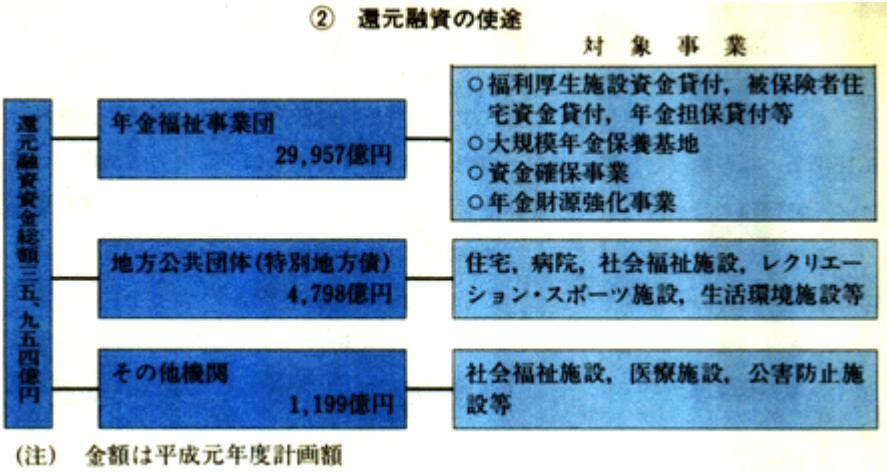
第1部 制度の概要及び基礎統計

VIII 年金保障

(6) 年金積立金の運用

2) 還元融資の使途

還元融資の使途



第2編

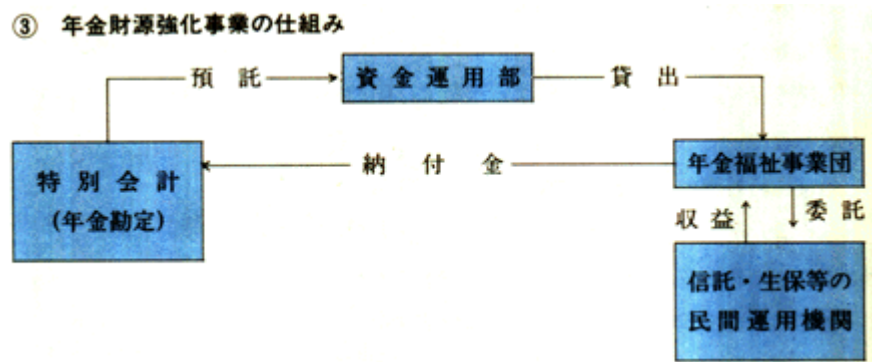
第1部 制度の概要及び基礎統計

VIII 年金保障

(6) 年金積立金の運用

3) 資金運用事業運用額

年金財源強化事業の仕組み



第VIII-13表 資金運用事業各年度別運用額の推移

第VIII-13表 資金運用事業各年度別運用額の推移

(単位：兆円)

	昭和61年度	62	63	平成元年度	累 計
年金財源強化事業	—	1.0	1.27	1.53	3.80
資金確保事業	0.5	0.6	0.95	0.85	2.90
合 計	0.5	1.6	2.22	2.38	6.70

資料：厚生省年金局調べ

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

VIII 年金保障

(7) 年金福祉事業団

年金福祉事業団は,昭和36年11月に設立された特殊法人であり,厚生年金保険・国民年金の福祉施設の設置を適切かつ能率的に行うとともに,これらの制度の被保険者,被保険者であった者及び受給権者の福祉の増進に必要な施設の設置又は整備を促進するための措置を講ずること並びにこれらの制度及び船員保険制度が支給する年金たる給付の受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うことを目的とするものである。また,昭和61年度からは資金確保事業が,昭和62年度からは年金財源強化事業が始まり,年金積立金自主運用事業が新しい事業として加わることになった。

事業内容

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

VIII 年金保障

(7) 年金福祉事業団

1) 大規模年金保養基地の整備運営

高齢化社会,余暇の増大といった生活環境の変化を先取りし,我が国に例を見ない大規模な保養基地を整備・運営する事業で,昭和63年4月には13か所全施設の運営が行われている。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

VIII 年金保障

(7) 年金福祉事業団

2) 福祉施設設置整備資金の融資(63年度融資決定額259億円)

事業主等が従業員の利用する社宅,病院,体育館,保養所等の施設を設置する際に必要な資金を融資する制度である。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

VIII 年金保障

(7) 年金福祉事業団

3) 被保険者住宅資金の融資(63年度融資決定額10,052億円)

被保険者に対して住宅の新築・改良やマンション購入に必要な資金を融資する制度であり,平成元年度においては定年退職間近の被保険者が退職後居住する住宅について融資を行うセカンドライフ住宅融資制度,及び余暇利用のための住宅について融資を行うウィークエンドライフ住宅融資制度が創設された。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

VIII 年金保障

(7) 年金福祉事業団

4) 年金担保資金の融資(63年度融資決定額924億円)

年金受給者に,生活・医療等に必要な資金を,年金受給権を担保にして融資する制度である。

第2編	
第1部 制度の概要及び基礎統計	
Ⅷ 年金保障	
(7) 年金福祉事業団	
5) 資金確保事業(元年度運用額8,500億円),年金財源強化事業(元年度運用額15,300億円)	
